

桐蔭横浜大学 研究活動上の不正行為の防止等に係る通報に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（以下「防止規程」という。）に基づき、桐蔭横浜大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為に係る通報があった場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において使用する用語の定義は、防止規程の例による。

(通報の受付)

第3条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、通報をすることができる。

2 通報は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする教職員等・研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

3 通報窓口（防止規程第14条第1項に定める大学事務局内に設置されている通報窓口、コンプライアンス推進責任者及び倫理教育責任者をいう。）は、前項の一部又は全部に不備があるときは、当該通報の内容について、通報を行った者（以下「通報者」という。）に対して確認又は補正の指示をすることができる。

(匿名通報等の取扱い)

第4条 前条に定めるもののほか、匿名による通報があった場合は、通報内容に応じ、顕名による通報に準じた取扱いをすることができる。

2 新聞等の報道機関、学会等の研究者コミュニティその他の機関から研究活動上の不正行為の疑いが指摘された場合は、その内容に応じ、顕名による通報に準じて取り扱うものとする。

(悪意に基づく通報)

第5条 何人も、悪意（被通報者を陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく通報を行ってはならない。

2 最高管理責任者は、前項の通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることがある。

(職権による調査)

第6条 最高管理責任者は、通報の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報が提供され、研究活動上の不正行為があると疑われる場合は、当該事案に係る調査の開始を統括管理責任者に命ずることができる。

(調査実施の要否の決定及び通知)

第7条 最高管理責任者は、第3条による通報を受けてから30日以内に、統括管理責任者
その他必要な者との協議を経て、通報された事案に係る調査実施の要否を決定する。

- 2 最高管理責任者は、通報又はその他の理由により予備調査の必要が認められた場合は、
3名以上の委員により構成された予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備
調査を実施し、おおむね20日以内に結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備
調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うこと
ができる。また、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全
する措置をとることができる。
- 4 最高管理責任者は、第1項により調査を実施することを決定した場合は、資金配分機
関及び関係省庁に対して調査を実施する旨通知する。この場合において、被通報者が本
学以外の機関に所属しているときは、被通報者の所属機関に対しても調査を実施する旨
通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、通報内容が法律に違反するおそれがある場合には、関係機関に連
絡するものとする。
- 6 統括管理責任者は、第1項により調査を実施することが決定された場合は、通報者及
び被通報者に対して調査を行う旨を通知し、調査への協力を求める。
- 7 統括管理責任者は、第1項により調査を実施しないことが決定された場合は、その理
由を付して通報者に通知する。
- 8 通報された事案に係る調査を担当する者は、自己と利害関係にある事案に関与しては
ならない。

(調査委員会)

第8条 前条第1項の規定により調査を実施することを決定した場合、最高管理責任者は統
括管理責任者に調査委員会の設置を命ずる。

- 2 統括管理責任者は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者、コンプライ
アンス推進責任者、倫理教育責任者、監事及び統括管理責任者が指名する者並びに公正
かつ透明性の確保の観点から、本学に属さず、かつ、通報者及び被通報者と直接の利害
関係を有しない第三者を構成員の半数以上指名して調査委員会を設置し、調査実施の決
定があった日から起算して、おおむね30日以内に調査を開始するものとする。
- 3 統括管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名、所属を通
報者及び被通報者に通知する。
- 4 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に
書面により、統括管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議申立てをすることが
できる。
- 5 統括管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、異議申立ての内容を審査し、

その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(調査の実施)

第9条 調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査の関係者以外の者及び被通報者に通報者が特定されないよう配慮するものとする。

2 調査委員会は、研究活動上の不正行為の有無及び内容、関与した者及びその関与の程度並びに研究費等の不適切な使用の額等について、指摘された研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再実験の要請等により調査を行う。この場合において、研究費等の不適切な使用に係る事案のときは、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者のヒアリング等により行う。

3 調査委員会は、被通報者が調査委員会から再実験等により再現性を示すことを求められた場合又は自らの意思によりそれを申出た場合は、それに要する時間及び機械(機器、経費等を含む。)を保障するものとする。ただし、被通報者により同じ内容の申出が繰り返して行われた場合において、それが調査の引延しを主な目的とするものであると調査委員会が判断するときは、当該申出を認めないものとする。

4 調査委員会は、調査の実施に当たり、被通報者に対して弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

6 調査委員会の調査に対し、通報者、被通報者及びその他通報された事案に関係する者は、誠実に協力しなければならない。

(資金配分機関及び関係省庁との関係)

第10条 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、最高管理責任者及び資金配分機関及び関係省庁に報告、協議しなければならない。

2 最高管理責任者は、原則として通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を公表するとともに、資金配分機関及び関係省庁に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を公表するとともに、資金配分機関及び関係省庁に提出しなければならない。

3 調査委員会は、調査の過程であっても、研究活動上の不正行為の事実が一部でも確認された場合には、速やかに当該事実を認定し、最高管理責任者を経て公表するとともに、資金配分機関及び関係省庁に報告しなければならない。

4 調査委員会は、最高管理責任者、資金配分機関及び関係省庁の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を最高管理責任者及び当該資金配分機関、関係省庁に提出するものとする。

5 調査委員会は、最高管理責任者及び資金配分機関から求めがあった場合には、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じるものとする。

(調査の対象)

第 11 条 調査の対象には、通報等された事案に係る研究又は研究費等のほか、調査委員会の判断により、調査に関連した被通報者の他の研究又は研究費等を含めることができる。

(証拠の保全)

第 12 条 調査委員会は、調査に当たって、通報等された事案に係る研究又は研究費等に関して、証拠となる資料、関係書類等を保全する措置をとる。この場合において、研究等が行われた研究機関等が本学でないときは、調査委員会は、通報等された事案に係る研究又は研究費等に関して、証拠となる資料、関係書類等を保全する措置をとるよう当該研究機関等に依頼するものとする。

2 調査委員会は、証拠となる資料、関係書類等の入手が困難又は隠ぺいが行われるおそれがある場合には、必要最小限の範囲で通報等された事案に係る研究活動の停止、調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は機器・資料の保全措置をとることができる。

3 調査委員会は、前 2 項の措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しない。

(研究活動上の不正行為の疑惑への説明責任)

第 13 条 調査委員会の調査において、被通報者が通報等に関する疑惑（研究費等の不適切な使用に係る疑惑を除く。）を晴らそうとする場合は、自己の責任において、研究が適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、根拠を示して説明しなければならない。この場合において、再実験等を必要とするときは、第 9 条第 3 項の定めるところにより、被通報者に対しそれに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を保障するものとする。

2 調査委員会の調査において、被通報者が通報等に関する研究費等の不適切な使用に係る疑惑を晴らそうとするときは、自己の責任において、研究費等の使用が適正な方法及び手続にのっとり行われたことを、証拠となる資料、関係書類等を示して説明しなければならない。

3 調査委員会は、前 2 項の説明責任の程度について、研究分野の特性又は関係書類の保存状況等に応じて、判断するものとする。

(認定)

第 14 条 調査委員会は、前条第 1 項又は第 2 項により被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、研究活動上の不正行為か否かの認定を調査開始後おおむね 150 日以内に行う。この場合において、被通報者の研究体制、データチェックのなされ方、研究費等の使用状況等さまざまな点から故意性を判断するものとする。

- 2 調査委員会は、前項に規定する認定に当たり、被通報者の自認を唯一の証拠として研究活動上の不正行為と認定することはできない。
- 3 調査委員会は、第 1 項に規定する認定において、研究活動上の不正行為（研究費等の不適切な使用を除く。以下この項において同じ。）が行われたものと認定したときは、併せて、その内容、研究活動上の不正行為に関与した者及びその関与の度合、研究活動上の不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の論文等及び研究における役割を認定するものとする。
- 4 調査委員会は、第 1 項に規定する認定において、研究費等の不適切な使用が行われたものと認定したときは、併せて、その内容、研究費等の不適切な使用に関与した者及びその関与の度合、不適切に使用された研究費等の額を認定するものとする。
- 5 調査委員会は、第 1 項に規定する認定において、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定した場合で、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、認定を行うに当たっては、当該通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 6 統括管理責任者は、第 1 項の認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者にその結果を報告する。

（調査結果の通知）

第 15 条 最高管理責任者は、前条第 6 項の報告を基に、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するとともに、資金配分機関及び関係省庁に通知する。この場合において、被通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

- 2 最高管理責任者は、通報等がなされる前に取下げられた論文等に係る調査で、研究活動上の不正行為があったと認定されたときは、取下げなど教職員等が自ら行った前後措置及びその措置をとるに至った経緯・事情等を前項の通知に付すものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

（不服申立て及び再調査）

第 16 条 第 14 条の規定により研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被通報者及び悪意に基づく通報をしたものと認定された通報者（被通報者の不服申立てによる再調査の結果、悪意に基づく通報をしたものと認定された者を含む。以下同じ。）は、前条第 1 項に規定する通知を受けた日から起算して 14 日以内（再調査の結果、悪意に基づく通報をしたものと認定された者については、本条第 9 項に規定する通知を受けた日から起算して 14 日以内。）に書面により、最高管理責任者に対して不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。

- 2 前項に定める不服申立てのうち、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成等、その公正性に係るものであるときは、その理由を付して最高管理責任者に対して不服申立てを行うものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあった場合は、不服申立ての対象となった調査委員会委員に代えて、他の者を委員とすることができる。
- 4 最高管理責任者は、不服申立てがあった場合、直ちに調査委員会に対して、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査を行うか否かを審議させ、その結果を受けて速やかに再調査を行うか否かを決定する。
- 5 最高管理責任者は、前項の不服申立てについて、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに不服申立てを行った者（以下「申立者」という。）に通知する。この場合において、不服申立てが認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、最高管理責任者は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 最高管理責任者は、再調査を行う決定をした場合は、直ちに申立者に通知し、先の認定結果を覆すに足る資料の提出等、再調査に協力することを求める。この場合において、その協力が得られないときは、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。
- 7 最高管理責任者は、前項後段の場合においては、直ちに申立者に対して審査の打ち切りを通知する。
- 8 最高管理責任者は、被通報者から研究活動上の不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、その旨を通報者、資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 9 最高管理責任者は、再調査の開始を決定した場合は、おおむね 50 日以内に、調査委員会に先の調査結果を覆すか否かを審議させ、その結果を受けて不服申立てに対する判断を決定し、被通報者、通報者、資金配分機関及び関係省庁に通知する。
- 10 最高管理責任者は、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあった場合は、その旨を被通報者、資金配分機関及び関係省庁に通知する。
- 11 最高管理責任者は、前項の不服申立てについては、おおむね 30 日以内に調査委員会において再調査を行わせ、その結果を受けて不服申立人に対する判断を決定し、通報者、被通報者、資金配分機関及び関係省庁に通知する。

（調査結果の公表）

第 17 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。ただし、通報等がなされる前に取下げられた論文等において研究活動上の不正行

為があったと認定されたときは、当該研究活動上の不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、研究活動上の不正行為は行われなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。）、被通報者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であるとの認定がされたときは、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報であると認定した理由を公表することができる。

（調査中における一時的措置）

第 18 条 最高管理責任者は、調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報等された研究費等の支出停止等必要な措置を講じることができる。

2 最高管理責任者は、資金配分機関及び関係省庁から、被通報者の当該研究費等の支出停止等を命ぜられた場合は、必要な措置を講じる。

（研究費等の使用中止）

第 19 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたと認定された場合は、研究活動上の不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないものの、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）に対して直ちに研究費等の使用中止を命ずる。

（論文等の取下げ勧告）

第 20 条 最高管理責任者は、被認定者に対して研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して 1 4 日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、被認定者が第 1 項の勧告に応じない場合は、その事実を公表することができる。

（措置の解除等）

第 21 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合は、調査に際してとった研究費等の支出停止等の措置を解除するとともに、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合は、その旨を調査関係者に対して周知する。この場合において、調査対象事案に係る情報が調査関係者以外に漏えいしているときは、調査関係者以外にも周知する。

- 3 前2項に規定するもののほか、最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。
- 4 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合で、通報者が本学に所属する者であるときは、学内規程に基づく懲戒処分、刑事告発等の適切な措置をとり、その結果を公表する。
- 5 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合で、通報者が本学以外の機関に所属する者であるときは、所属機関に対して適切な処置を行うように求めることができる。

(是正措置等)

第22条 統括管理責任者は、調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定した場合は、最高管理責任者に対して速やかに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じる必要がある旨の申出を行うものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の申出に基づき、統括管理責任者に対して是正措置等を講じる旨を命ずるとともに、必要に応じて全学的な是正措置等を講じるものとする。
- 3 統括管理責任者は、前項の命令により是正措置等を講じたときは、是正措置等の内容を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、第2項により講じた是正措置等及び前項により報告を受けた是正措置等の内容を通報者、資金配分機関及び関係省庁に対して通知するものとする。

(処分)

第23条 最高管理責任者は、調査の結果、研究活動上の不正行為が認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して学校法人桐蔭学園就業規則（教員）、同（職員）、学校法人桐蔭学園非常勤講師に関する規程、その他関係諸規程に従って、処分を科すものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項により処分を科したときは、資金配分機関及び関係省庁に対して処分内容等を通知する。

(関係機関への通知)

第24条 最高管理責任者は、調査を開始したとき、研究活動上の不正行為が認定されたときその他必要の都度、当該不正行為に係る資金配分機関及び関係省庁以外の関係機関に対して当該不正行為の内容、調査結果、是正措置等、処分内容等について通知するものとする。

(雑則)

第25条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成27年7月10日から施行する。
- 2 桐蔭横浜大学公益通報等に関する規程細則（研究活動上の不正行為に係る通報に関する細則）は、廃止する。

3 この細則は、平成 30 年 3 月 26 日から施行する。